

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 会議録

日時:令和7年6月3日(火)

午前10時から正午まで

場所:宮城県行政庁舎4階 特別会議室

配布資料

〔議事資料〕

第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について

〔参考資料〕

環境省事業によるツキノワグマに対する県の対応

1 開会

(配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った)

2 挨拶

(伊藤環境生活副部長より挨拶を行った)

本日、皆様にはお忙しい中、御出席いただき感謝申し上げる。

さて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(いわゆる鳥獣保護管理法)では、著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、それらの鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な保護管理の観点から、特定計画を策定することができるとされている。

この計画内容や事業の実施方法等について、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、検討・評価をいただくため、本委員会を設置している。

本県ではニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの4つの獣種に関して第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、特にツキノワグマについては、その生息が豊かな自然環境の指標となる一方、農業被害や林業被害が発生しており、令和5年度は全国でクマ類による人身被害が相次ぎ、平成18年の統計開始以来、過去最多を記録するなど、人との軋轢が非常に深刻な問題となっている。

こうした状況を受け、昨年度からクマ類が指定管理鳥獣に追加指定されているが、県としては、人とツキノワグマが共存できるよう努めていくという姿勢は変わらず、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画及び国の対策方針に基づき、生息状況の調査、被害対策及び個体数の管理などを行うとともに、今後も人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図って参る。

本日は、指定管理鳥獣への追加指定等に係る県の対応の状況をご報告するとともに、第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正案についてご審議いただきたいと考えている。

忌たんのない御意見や御提言を賜るようお願い申し上げる。

3 開会(土屋委員長より挨拶、開会宣言を行った)

ただいまご紹介いただきました委員長の土屋です。近年クマの生息状況の変化によって特に人身被害が全国的に多発している。人とクマとの共存・共生で最も大切なことは人身事故の防止です。本日はツキノワグマについて環境省事業による県の対応についての報告の検討と第四期ツキノワグマ管理計画の一部改正についてご審議いただく。限られた時間だが活発なご議論をよろしくお願いしたい。

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会を開会する。

事務局(司会)：(定足数の報告が行われ、委員17名中15名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。)

事務局(司会)：以降の進行について土屋委員長にお願いする。

4 協議事項

(1)環境省事業によるツキノワグマに対する県の対応について

(事務局から資料に従い環境省事業によるツキノワグマに対する県の対応について説明を行った)

委員長：県の報告について、何かご意見、ご質問はないか。

早坂委員：県の事業内容、令和7年度に関してだが、昨年と特に大きく変わっているところはあるか。

事務局：特段、大きく変わっているところはなく、4番の捕獲等事業について新しく実施するところである。

委員長：その他に質問等あるか。

平田委員：様々な事業を令和6年度に実施され、今年度も同様の事業をされたとのことだが、例えば緩衝地帯の設置等、需要が出てきた際に、地域をカバーするためには、おそらく環境省の事業だけでは不十分だと思う。それに対して、効果をPRし、各地域が導入したいとなった場合、さらに対応できる措置は検討されているか。

事務局: ご質問ありがとうございます。現状、委員ご指摘の通り、まずはモデル事業として事例を積み重ね、それを県内の各地に普及させることを目的として昨年度から実施させていただいているところである。それを実際に各地域で導入いただくにあたっての財源的な部分については、現状は「これなら使える」といったものが整理できていない状態である。今後、環境省の方にも、クマだけでなく地域で対応が必要な部分を実施できるよう、財源の確保などを求めるなどして、取り組みを広げられるようにしてまいりたいと考えている。現状では、各地域で実施したい場合に案内できる交付金や補助金がある状態ではない。

平田委員: 森林環境税や森林整備税等、様々な制度があると思う。おそらくクマの被害対策のためだけに緩衝地帯を設置するよりも、集落の環境全体を良くするという働きかけも必要だと思うので、ぜひ連携をしていただくことと、行政的にはモデル地区を作るだけでも大変な作業だと思うが、それだけで終わらないような、継続的なフォローをお願いする。

事務局: ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、森林環境税については、失念していた。様々なところで、県内部、関係部署とも連携させていただきながら、モデル事業がモデルだけで終わらないように、対策が取れるように仕掛けを打ってまいりたいと思う。そこは担当課として、どうしてもツキノワグマに目が行きがちだが、委員のおっしゃる通り、地域のあり方や地域の存続といった観点、また獣種に限らず緩衝帯の整備自体が有効だという観点からの切り口でも対応できないか、今後検討してまいりたいと思う。

委員: その他にありますか。

委員長: 1番の令和6年度の報告の中で従来のカメラトラップの調査だが、ドローン調査も行っていると思うが結果が報告に上がっていない。この辺りはいつ発表されるのか。

事務局: 大変申し訳ない。今回資料1の後ろに各事業の実績等々、添付できるように準備をすべきところが、なかなか資料の準備の都合で今回詳細のご報告ができなかった。今後、例年だと各事業実施計画等々のご審議をいただく、夏頃に再度、各部会と評価委員会を開催させていただくことを予定している。時期が遅くなってしまって、大変申し訳ないが、この時点で令和6年度事業実績詳細等々ご報告させていただければと考えている。

委員長: そうすると8月頃に報告されるということで、了解してよろしいか。

事務局: はい。

委員長: その他にありますか。

遠藤委員:2の(ウ)、県が主催するクマのわなを中心とした講習会に31名参加し、大崎でも10名ほど参加させた。参加した人からは、わなを中心としたクマの捕獲等については講習に参加してよかったですと、今まで経験したことがなかったことが、はじめて実感したというので大変好評だった。ただ一つだけ残念なのが、参加は獣友会の方で募集して、交通費、弁当代が出来ればまだよかったです。1日会社を休んで講習会に参加したが、講習会の内容は素晴らしいものだったが、なんか大変だったという皆さんからの反響だった。これは獣友会の方から、参加した方には各獣友会で、手当を少し出していたが、今度はせめて弁当くらいは出していただいて、今回ベテランの方々に参加していただいた傾向があり、今度若い方にも参加していただけるようにぜひ企画していただきたいと思う。トータル的にはとても良かった。

事務局:ご意見ありがとうございました。実際に受講された方のご意見をこの場でご紹介いただきお礼申し上げる。今年度の事業については、実施の検討を進めているところである。いただいた内容も踏まえながら検討を進めてまいりたいと思うが、実際に仕事をされている方が一日お休みをいただいて講習に参加いただき、対策に従事していただく重要性は十分認識しているところだが、なかなかお弁当の支給等々については課題もあり、ご意見としては今回承るがなかなか難しい状況であるというところは、ご理解いただければと思う。申し訳ない。

委員長:今の報告についてのご意見、ご質問あるか。なければ議事に移る。

(2)第四期ツキノワグマ管理計画一部改正について

(事務局から資料に従い第四期ツキノワグマ管理計画一部改正について説明を行った)

委員長:報告内容についてご質問、ご意見伺いたい。

早坂委員:資料4の11ページ、への個体数の管理についてお伺いする。「適正な管理の推進の重要な手段であり」とあるが、ツキノワグマの適正数、つまり個体数は「これなら少ない」「これなら多い」という判断はどなたがどのようにしてなされるのか。九州ではツキノワグマは完全に絶滅しており、四国では4県合わせても全県で20頭と、ほぼ絶滅状態である。現在、四国では、民間協同で国際自然保護連合(IUCN)と連携した保全計画を作成している。東北や北海道は一部の人的被害にスポットを当ててセンセーショナルな報道をされているようと思うが、このような風潮が先行した形で過度の捕獲や殺処分に傾くことのないようにしていただきたいと考える。個体管理の基準は、県としてどのようにお考えか。私は、この宮城県はとても重要な地域にあると思う。自然環境に関する野生生物に関しても、宮城県がこれほど一生懸命様々な取り組みを行っているという事実は大変重要なことだと考えている。そのため、できれば私はこの会議と審議会を通して、宮城県型のツキノワグマ管理計画法を全国の先進モデルとして、他の県から参考にされるようなものにしていただけないかと

考えているため、色々と質問させていただいている。まずは個体管理の基準と方法論をお伺いする。よろしくお願いする。

事務局：ご質問ありがとうございます。クマの適正数を誰がどのように判断しているかという点についてだが、まず判断基準としては、環境省が出しているガイドラインを参考にさせていただいている。当県は800頭以上生息していると推定されるので、いわゆる環境省の基準では安定存続地域個体群に該当する。当県では約3000頭前後生息していると判断している。過度な捕獲をしないという点については、こちらも環境省の方で指定しているが、安定存続地域個体群においては総個体数の12%以下を上限としましょうという記載があり、軋轢が増加している場合はそこに3%加算できるということで15%程度になる。当県では上限15%以内として、捕獲しそうないようにしつつ、軋轢を軽減するような取り組みを計画させていただいている。

早坂委員：9ページの今の話は有害鳥獣捕獲の部分を、そのような方向で実施するという風に受け取ったのだが、「適正数に達するまでは有害なものは捕獲して良い」という風に聞こえた。管理計画で、環境省は5月20日に改正鳥獣保護管理法の政令案を明らかにし、クマの緊急銃猟を自治体判断で可能とした。この9ページには「有害鳥獣捕獲は人畜被害の恐れなどのある緊急時における捕獲許可に限り、許可権限の移譲、規模かつ体制が整っている市町村への許可権限移譲を進める」と書いてあるが、「恐れがある」というのは誰が判断するのだろうか。「恐れ」という基準は人によって異なるような気がするが、判断基準がその人によって変わってしまうようなことはないのだろうか。その判断基準の各市町村への周知の仕方と、判定者は先ほどのご説明で「県が許可の大元になる」と受け取ったのだが、その判定者はどなたになるのだろうか。そこにいる自然保護の職員の方になるのかどうかもよく分からぬ説明だったなと思うのだが、その点に関してもう一度詳しくご説明いただきたい。周知の仕方で、まさかポータルサイトで「きちんと伝えました」と言って流しても誰も読まないと思うので、どこかに集めるなり、人対人で説明するような状況を作る計画があるのかについても、ついでにお伺いしたいと思う。できるだけきちんとやっていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

事務局：ご質問ありがとうございます。まず、実際にこの人畜被害の恐れがあるなど、緊急時における捕獲許可については、その捕獲許可用のガイドライン的なものを、県と市町村の方で共有させていただいている。実際に、そういった人畜被害の恐れがある場合に、市町村の方と、自治体の方、獣友会の方、警察の方、そして県の方では地域機関にある地方振興事務所の職員が場合によっては現場に臨場させていただき、関係者で情報共有させていただきながら、捕獲許可を出させていただいているという形で対応させていただいている。先ほど委員の方から、鳥獣保護管理法の改正に伴い、市街地での捕獲が可能になる緊急銃猟についてご紹介いただいた。この「緊急的に」と書いてあるところと、「人畜被害の恐れがある」という部分が類似している内容のように見えてしまうが、緊急銃猟自体は、この有害鳥獣の許可捕獲と、今回追加させていただく指定管理鳥獣の捕獲とは別のもので、市街地で発生している危険がある個体を捕獲する仕組みである。これについては、国の方で実際に委員もご懸念されていた「どのような時が実際に人に危害を加えられる恐れがあるのか」

というところで、実際に擊てるかどうかの判断も含めて、ガイドラインを国の方で作成いただいたおり、それは夏頃までに公開されると伺っている。それを踏まえて、県と市町村等、関係者で集まって、その今後の対応の仕方等については、実際に情報共有をさせていただくといったことを今後できればと考えている。一方で、そういった情報共有のあり方として、ポータルサイトなどでの一方通行での情報共有の仕方が、確かに効果という点で課題があるとは認識している。こちらはより円滑に進むように、情報共有のあり方についても注意を図りながら進めさせていただく。長くなつたが以上である。

委員長：その他にご質問、ご意見ありますか。

相澤委員：先ほどの早坂委員のご意見と多少重複するかもしれないが、資料3のエについて、「行動圏や出没を調査し、一定程度の捕獲により生息密度の低減を図る」とあるが、生息密度の低減を図るのであれば、どのくらい低減させても良いのか、ある程度の信頼性の高いデータが必要なのではないかと思う。

また、加害個体の特定についても、この「行動圏や出没を調査し」という部分が、この密度を低減させても良い情報なのかどうか、この文章だけでは読み取れなかった。加害個体の特定についても同様に信頼できるデータを取得するべきだと考える。どのような手法で密度調査をしているのか、私自身も事前にしっかり調べてこなかつたため、その点は私の落ち度ではあるが、どちらにしても生息密度についても加害個体の特定についても、できるだけ精度の高いデータを取るようにしていただきつつ、先ほど平田委員がおっしゃっていたように、環境整備、特にクマ対策は非常に重要なと思うので、モデル事業で終わらせないように、しっかり誘引物の除去や緩衝地帯の整備などを進めていただくようお願いしたいと思う。

事務局：ご質問ありがとうございます。まず、委員のご質問にあった生息密度の部分だが、具体的には令和6年度に実施したツキノワグマ生息状況等推定調査業務の方で、調査地点を設定し、カメラトラップとドローン調査を実施して、どれくらい個体がいるかということを調査しており、そのデータに基づいて今年度捕獲を実施することを想定している。そのため、おっしゃる通り「生息密度の低減を図る」とまで言って良いのかは検討の余地があるかもしれないが、この地域に2、3頭いるという話は伺っているので、そういったところで捕獲をしようと考えている。その結果が森林、過去緩衝地帯において密度の低減につながるという理解でいた。

また、モデル事業で終わらせないようにという点については、おっしゃる通りで、当然捕獲だけしていれば良いわけではなく、総合的な対策が必要であることは事務局の方も認識しており、出没抑制対策実証試験業務などを実施しているところである。一過性で終わらないように、予算の確保も含めて検討していかなければならないと考えている。

相澤委員：密度の推定は非常に大変でコストがかかるものだと思う。過小評価しないように、引き続きお願いしたいと思う。

事務局:ありがとうございます。その加害個体の特定と密度のデータの部分については、昨年度からこのモデル事業を実施していく過程の中で、推定生息状況の調査、移動ルートの推定の調査を実施させていただいているところである。初年度の結果も踏まえつつ、実際どういったデータが良いのかというところについては、大変恐縮だが、実施を進めながら隨時軌道修正を図っていき、より適切なデータで判断できるような仕組みに向けて検討してまいりたいと思う。その過程の中で、大変恐縮だが、大元の県としては、ツキノワグマの保護の部分と、人身被害の防止、林業被害の低減という両輪自体は変更ないので、この対策を取ることによって想定以上に過小評価した結果、捕獲数が多くなってしまったということがないように、状況をモニタリングしてまいりたいと考えている。ご意見ありがとうございます。

委員長:その他にご意見ありますか。

辻委員:管理計画の実施にあたって、市町村と連携を取るという点に関して、県内のクマの増加に伴って、少しずつ生息域が拡大しているように私には思える。先月、石巻市にクマが出没したことがあったと伺っている。県としては、これまでの警戒地域であったところの担当者の方と、どの程度連携しているのかを確認したいのだが、重点地域の方に情報を共有し、うまく連携していくことは重要だと思う。今後は警戒地域や観察地域であっても同様に連絡を取り合う体制になっているのか、その現状をお聞かせいただきたい。

事務局:ご質問ありがとうございます。今回、石巻市の方でも出没があったように、県全域で重点、警戒、観察といった区域設定をしているものの、対策としてはそれぞれの区域で人身被害の防止に向けた対策が必要であると認識しているところ。今後は、緊急銃猟の話もあるので、各市町村とも連携をしながら、柔軟な対応が取れるように、情報共有も含めて対応を検討してまいりたいと考えている。

平田委員:私自身は、やはりクマを捕獲せざるを得ない状況になっているというのは全国的にも言われているので、それに対してブレーキをかけるつもりはないのだが、その一方で、やはり早坂委員や皆さんのが懸念しているところは、この計画の中で、何を根拠に、誰が、どこで捕まえていくのかが、やはり少し見えにくいところである。狩猟に関しては、狩猟文化を守るとか、自然の資源を享受するといった目的があり、その上で被害対策や個体数調整に寄与するということはあるのだが、一方、有害鳥獣捕獲でも一定のクマが捕獲されると思う。では、この指定管理でどこで誰が捕獲するのか。恐らく認定捕獲事業者だと答えられると思うが、ここがやはり少し見えにくいと感じている。個体数 3000 頭程度という話で、資料の参考資料 2 ページ目にカメラトラップによる個体数も記載されているが、これでは現状維持か少し増加している程度で、800 頭だと言われている。この 800 頭は成獣か。この個体数は幼獣も含んでいないか。資料の連續性がないというか、成獣と幼獣の比率がこれくらいなので、中央値でしようが 3380 頭のうち何千頭くらいが、捕獲の強化が必要ですよ、といった資料の説明がやはり少し連續性に欠ける点に留意していただきたい。

また、狩猟は難しいとしても、有害鳥獣捕獲とこの指定管理鳥獣捕獲等事業の棲み分け。目的が違うとか

人が違うと言われるかもしれないが、二つに分けると、おそらく猟友会の方々が負担増になってしまうと思うので、わなの講習を行い、研修を行いましたと。しかし、どこでどうやって捕獲するかまでおそらくコントロールできないと思う。重点地域など、ゾーニングもされているが、市町村単位やメッシュ単位なので、ここで捕獲してくださいといったことを、県の計画の方で実行性のあるものになるかどうかは、市町村や関係者、関係団体との連携が非常に必要だと思う。ここで協議しても、パブリックコメントもあり、その後説明会が開催されると思うので、ぜひそこで、なぜ第2種にしたのかということと、どこで、どうやって、誰が捕獲するのか、といったゾーニングの部分が、今回の資料では非常に少ないので、県としてはやはりメッシュか市町村単位でやるしかないとは思うのだが、結局作業しやすい場所や安全性を考えると、同じ場所で過剰な捕獲になってしまうと思う。というわけで、もう少し棲み分けの部分、どのように有害鳥獣の指定管理を考えているのかということと、体制の部分で土日や夜間、報告が必要ない場合や目撃情報が寄せられた場合、非常に苦慮されていると思うが、そういった場合をどう考えているのかお答えいただきたい。

事務局：ご質問ありがとうございます。多岐にわたるご意見をいただきました。まず、有害鳥獣捕獲と指定管理捕獲の棲み分けの部分については、この指定管理鳥獣捕獲自体は、主体的な棲み分けの部分もあるが、あくまで、有害捕獲とは異なり、今回そういった緩衝地帯、森林帯、人の生活圏周辺で、今後危害を及ぼす恐れのあるクマを、生息密度の低減を図る目的で捕獲するという形になるので、場所自体も有害鳥獣捕獲とは異なるてくるものと考えている。ただ、その辺りの棲み分けの部分については、クマ管理計画の部分で十分表現しきれていない部分ではあるが、今後、関係者と密に連携を取りながら、適切に対応できるように整理してまいりたい。土日や夜間等については、実際に対応苦慮している部分はある。各市町村の方でも対応いただきたい、そこについては苦慮されていると伺っている。この指定管理自体は、どちらかというとそういった部分の捕獲で、夜間休日で目撃情報が出てきてすぐに捕獲するというよりは、調査等に基づいての捕獲をイメージしている。ただ一方で、目撃情報が寄せられて、住民の方々が不安に思われていることへの対応は当然必要になってくるところである。それは、出てくる場所の状況などに応じて、有害捕獲であったり、緊急銃猟であったり、必要な対策を選択して対応していくような形になるかと思う。その辺りの部分については、緊急銃猟のガイドライン等も含めながら、最終的に県として、クマが出現した際にどうするのかという対応の全体像を改めて整理していきたいと考えている。当然ながら、有害捕獲の許可の部分についても、今回の緊急銃猟が出ることに伴って変わってしまうので、そこは今後整理していければと考えている。以上である。

平田委員：緊急銃猟は非常に難しいと感じている。夜間銃猟も指定管理で可能だが、緊急銃猟と夜間銃猟を併用できるかというと、安全面で難しいことは承知している。そのため、制度的に「こういうことができます」「緊急銃猟も検討します」というのは正しいのだが、実際にそれができるかどうかは別問題。私としては、せっかく緩衝帯の調査もされているので、住民自身が身を守る術を学ぶ機会を増やすべきだと思う。そして、作業者は作業者で、捕獲も含めて、クマの逆襲といった動物の逆襲で、猟友会の方々の事故が非常に増えているので、31名の方以外にも、猟友会と連携していただき、会員の皆様の安全を守っていただきたい。そのために、指

定管理ではどのような餌で、どういう場所に仕掛けると捕獲がしやすかったかといった捕獲効率を、有害捕獲ではデータが取られているか分らないが、取られていないのであれば、指定管理で調査的な要素を増やし、データを取得して、「こういう場所にこういう餌でわなをかけて、止め刺しはこうすれば安全ですよ」といった資料を作成し、その31名の方や、今後増えていくであろう方々に、単なる捕獲の作業者ではなく、地域やそれ以外にも指導助言できるようなリーダーを育成していただきたい。その上で、現在捕獲されている従事者の方々の底上げ、安全対策も強化していただきたい。さらに、猟友会や狩猟免許をお持ちでない方々も増やしていらっしゃると思うが、県としては共存を目指すために取り組んでいることをしっかりとPRしていただき、特定の人だけに情報がいくのではなく、県民全体でクマ対策を行った上で共存を目指しましょう、というメッセージを伝えていただきたい。そのためには、県が立てる計画であるので、どのエリアで強めに捕獲してください、というのは公式か非公式かは置いておいて、きちんと市町村や地域の捕獲従事者の方々と話ができるような体制を作っていただきたいと思う。

事務局：委員ご指摘の通りだと認識している。ここは、実際に我々が行っているのは鳥獣被害の対策の部分ではあるが、他の委員からもご指摘いただいたように、それが地域の維持、活力の維持に繋がってくるものだと考えている。そういう意味で、我々が担うのはこの部分ではあるが、そこから先を見据えた時に、住民の方々、他の課でも行っている事業もあるが、地域ぐるみで取り組みを進めていくことや、そういうクマが出る地域だけでなく、県民の方々にクマの対策についてご理解いただくことを進めていくことは、非常に大事なことだと認識している。委員ご指摘のことも踏まえながら、今後の取り組みをさらにプラスアップしていかなければと考えている。ありがとうございます。

平田委員：もう一つ、答えにくいと思うが、市町村ごとに捕獲目標設定はされる予定か。

事務局：まず今回推定の、移動ルートなどを特定することを想定しており、まずはモデル事業で実施しているところを中心に捕獲を実施することを想定している。そのため、数としては何十頭も何百頭もということは現時点では想定していない。今後、そういう調査とモデル地域を増やしていくこと、また元々実施していた奥山の調査も含めて調査の形を変えながら、県の中でどのような状況になっているのかがある程度明らかになっていく過程の中で、実際に、重点区域の話もあったが、そういうのを感じながら、どこで捕獲をしていくのかは計画の今回の改正案にも記載させていただいている。実施区域のところだが、市町村と調整の上で対象地域を定めていくということも記載させていただいているので、その中で捕獲数を決めていかなければと考えている。さらと言えば、今後の時期の計画の部分で、実際にその現在は目標の捕獲上限数の設定をさせていただいているところだが、ここは委員会や部会の皆様、先生方のご意見を伺いながら、時期の計画でそれをそのままにするのか、目標を設定する形になるのであれば、捕獲目標数自体は有害を含めた、指定管理をどこでどうとのかといったところも踏まえて目標を設定していく形になるかと思うので、その過程の中で場合によっては、市町村レベルなのか、もしくは県域レベルなのか、今回の重点、監視、警戒区域レベルなのか分からぬが、そ

ういった形で、ある程度このくらい捕獲していかないといけないというところもご意見をいただければ、検討する必要が出てくるのかなと考えている。だいぶ先の話になってしまい恐縮だが、現時点では市町村ごとに何頭捕獲しましようというレベルまでは想定していない。

平田委員：調査に過度に力を入れすぎると、お金と人手を取られてしまうので、私としては精密な個体数よりも傾向を把握することが必要だと思う。一方で、やはり様々な委員の方々が懸念されているのは、県全体の頭数の話ばかりで、地域の話にならないところだ。分布拡大が進むと交流が生まれて遺伝的な多様性が保たれるということはよく言われるが、そういったデータは本来少ない時にあって、増えてくると繋がったね、という話だと思う。おそらく、山の奥の方でそのようなことが進んでおり、把握できない状況の中で、人との軋轢が増えている状態だと思う。まずは、やはり山に押し戻す方法と、その上でどのように共存するかを今後データを集めて考えていただきたいと思う。

事務局：ご意見ありがとうございます。次期計画に関するヒントもいただけたかと思うが、今回指定管理捕獲の追加に関するご審議ということで、捕獲の説明に焦点があてられた部分があつたこと、お詫び申し上げる。あくまで、これまでの被害防除の対策や出没抑制の対策、そして人とクマの生活圏の棲み分けを図る取り組み自体のウェイトを下げるものではないので、そういった、まず被害に遭わないための対策というところをデータも踏まえて、今後より効果的な取り組みを、かつそれが県民全体の方にご理解いただけるように周知していくことを課題として、取り組みを検討してまいりたいと思う。

委員長：その他にご意見、ご質問ありますか。

早坂委員：出没抑制のお話を伺ったので、ついでにというか、クマとの出会いについてお話を聞いていただきたいのだが、5月から7月は繁殖期に当たる。この時期は行動範囲が広がる時期になるかと思う。一方で、人間の側でも、山菜採りやキャンプなどのアウトドア活動が盛んになる時期と全く重なっている。そのため、出会うべくして出会ってしまうことも多くなるかと思う。最近流行りのグランピングやソロキャンプなどで出る、先ほどおっしゃった誘引物質、つまりアーバンペアの餌になるような生ゴミや食料などを放置しないように、事業者や利用者への周知徹底を図るべきだと思うが、これはどのような方法で周知させようとお考えか。また、最近は樹木葬のPRが盛んに行われているが、全くの山林を広く開発して広場にし、お彼岸やお盆などで供え物をされている方をお見かけする。それはクマに限らず、ニホンザルの誘引物質にもなり得るが、そのようなことについて県と民間とで話し合いなどは行われているのか。あるいは、一般の県民に対して、キャンプでゴミを捨てないなどの周知はされているか。もし対策をされているのであれば伺いたい。

事務局：ご質問ありがとうございます。現状から申し上げると、なかなか十分な対策を実施できていると評価できる状態にはないかなというところである。遅ればせながら、委員ご指摘の通りちょうどこれからの季節、クマも

餌を求めて行動範囲を広げることで、まさにご指摘の通り、人の側もクマの生活圏に近づいていく時期になる。遅ればせながら昨年度辺りから、これもまだ一方通行の周知で大変恐縮だが、そういったクマの生態というか、そういったことにフォーカスした形で県民の方に注意喚起をするということで、SNSを活用して、そういった今、人の生活圏にクマが入るタイミングが増えているので注意してくださいといった注意喚起を実施しているところである。その時のトピックスとしてご案内をさせていただくということと、他の東北、他の県とも連携をさせていただき、各県でクマの出没情報などをホームページで公開しているものはそれぞれリンクを貼らせていただき、実際に宮城県から他の県に行かれる方に対しても、他の県の状況をすぐにご覧いただけるようにといったことは進めている。ただ、なかなか民間の事業者様と連携を深めたような形で、実際に山に入られる方に注意喚起をするというところまでは至っていない。そういった部分については今後どういった取り組みができるのかということについて、他の県の取り組みも参考にさせていただきながら、より効果的な注意喚起ができるように検討してまいりたい。

早坂委員：SNSとおっしゃったが、山林を利用する人や樹木葬でお供え物をするのは、おそらくSNSを見ない年代の方が多いと思うので、それは届かないかと思う。別の広報手段も考えていただければありがたい。よろしくお願ひする。

委員長：ちなみに牡鹿半島では、お墓のお供え物がシカに食べられていることがあり問題だったが、お寺側も花を造花に変える手段を使って防止しているということを聞いている。その他にご意見ご質問あるか。

早坂委員：また別のことなのだが、先ほど他部局との連携について伺った、県が推奨している再生可能エネルギーの設置場所について少し伺いたいのだが、水源地の近くや奥山で大規模な開発がなされている。これはまさに野生動物、ニホンザルもそうだが、クマの生息域と被っている。開発主体は海外の企業や九州電力、関西電力であることが多いように思うのだが、自分の県の水源や森林資源、野生動物の生息域の開発を県外の企業に委ねている現状を県はどうお考えなのだろうかといつか伺ってみようと思っていた。開発は環境保全の理念と無関係に、経済的な理念でなされてしまうことが多いと思うが、その開発に関わる部局（エネルギー部局のようなものがあるのか分からないが）と、自然環境に関わる部局（例えば自然保護課であるとか）との横の連携や意思疎通は、県ではどのようになされているのだろうか。

事務局：再生可能エネルギーに関連する案件については、環境生活部内の関係課の方で、例えばアセスを担当する環境対策課や、再生可能エネルギーの推進を担当する次世代エネルギー室が連携しながら進めている。特に動植物の関係になると環境アセスが絡んでくるものと思われるが、それに関しては我々の方でも既に関わっている部分もあるので、お互いに認識を一致させながら、配慮した形で進められるよう取り組んでまいる。

また、外国資本の関係だが、林野庁の方で外国資本による山林の事例を集めており、その中で、ある程度

どのような状況か調べているところである。ただ、それに関して直接規制が加わるというわけではないため、動向を注視するという形になるが、そのような形で他部局とも連携しながら、注視しているところである。

早坂委員：もう生息場所がなくなってしまっては元も子もないというか、取り返しがつかないので、なるべく早めに連携していただけたとありがたいなと思ったため質問した。

委員長：連携をお願いする。その他にご質問、ご意見ありますか。

大渕委員：今の一連の話を聞いて、私自身は捕獲については全く分からぬ分野なのだが、クマが里に降りてくのを阻止する必要があることや、生息地が破壊されて余計山に降りてきてしまうという部分が議論されていましたと認識している。もし違っていたら申し訳ない。

資料の15ページの(4)等、後ろの方にやはり生息環境の保全整備と記載していただいているのだが、申し訳ない、林業者としては、まだこういった部分が念頭に入っていない。私は自然が大好きなので、本来はこうあるべきだと、こういうことも考えながら林業をすべきだとは思うのだが、おそらく多くの森林組合や事業体、林業団体では、こういった公共的な部分のことはやはり後回しになりがちなのかなと思う。加えて、民有林に関しては、生息環境保全というよりは個人の財産、つまり不動産という部分がやはり大きな意味を占めているので、例えばの話になってしまふのだが、これは質問というより、こうなつたら良いなという部分になるのだが、国有林については緑の回廊など、かなり公共的な部分にも配慮していただいているので、恐らく宮城県内にも国有林は複数箇所あると思う。それを核として、民有林の奥山になると正直道路がない等、運搬コストがかかるため、何もしたくないというような現実的なハードルがとてある。そういった中で、昔、植林されていて単一な林相になっているところが放置されてツキノワグマの生息場所としては、かなり劣るため、クマが里山を降りてきてしまう根源の1つになっているように思うので、国有林のようなところを核として、各市町村に伝達するの非常に大変かとは思うし、正直地元の人間が考えることだとは思うのだが、方針として、ツキノワグマや、これは恐らくクマだけでなく、イノシシ、サル、シカにも関わることだと思うので、そういった野生動物の保全、つまり生息場所の保全として、「この部分は優先的に針広混にしてください」といった、何というか、一つの目的のようなものを示していただければ、林業者も少し意識するのかなと思う。恐らく林野庁の方で森林計画というものを策定していると思うが、その項目に今度、生物多様性関連の項目が増えたはずなのだが、正直まだスタートしたばかりで、恐らくこれから様々なことが決まり、森林計画、経営計画を立てる人間が「こうします」といったやり取りが出てくるので、そういったところに「生息の保全のためにこうすることをしてほしい」と。先ほども申し上げた通り、奥山の整備は本当にコストがかかるので、そういったところで、申し訳ない話ではあるが、こういう目的として補助金を作っていただけだと大変ありがたいと感じている。そうすれば、かなりこの生息環境の保全整備について進められるのかなと思うし、若い林業者さんの場合、生産よりも保全に共感を持つ方が多いと思うので、そういった方々の仕事をする、つまり林業者の養成にも繋がるかなと思う。質問ではなく意見になってしまったが、頭の片隅に留めていただければ幸いだ。

事務局：ありがとうございます。かなり広い範囲にわたるご意見をいただいた。生物多様性という言葉も出てきたが、私どもの方でも昨年度、県生物多様性地域戦略の第2次改定を行った。今後そういった関連の部局と連携しながら、各種取り組みを進めていくということにしている。今、自然保护課のものだけではできないことが山ほどある。そういったところを進めていくために、県庁内の各部局の関係課とも連携を取るための会議などを重ねているので、そういった中で様々な取り組みを進めていけるよう、今後取り組んでいきたいと考えているので、ご理解いただければと思う

委員長：よろしいですか。その他にご意見、ご質問ありますか。

大槻委員：去年辺りから、ツキノワグマも指定管理鳥獣になったということで、捕獲などもあり、やはり専門知識をちゃんと持っている専門家の方にちゃんとアドバイスとかできる方、宮城県にも必要ではないかと思っている。秋田県などでは専門家の方が配置されているが、宮城県ではそのようなことを考えたりしているだろうか。また、これから配置する予定はあるか。

事務局：専門家というのは語弊があるかもしれないが、現状は秋田県さんのように、鳥獣対策の専門員として県内で職員として任用しているということはない。

一方で、今回、この評価委員会と各部会の先生方に様々なご意見をいただきながら、対策を進めさせていただいている。他にも、獣友会をはじめ、様々な方々のお話を頂戴しながら、対策を進めている。秋田県さんでそういった方を配置されていることは伺っておるので、参考にさせていただきながら検討はしてまいりが、現状ではそういった方を配置することを検討している段階にはない。全く検討していないわけではないのだが、例えば何年以内に配置しますといったことは検討していない。

一方で、対策に関する専門的な方にアドバイスをいただきたいといったご要望もあるので、何かしらの形で専門の方をご紹介するなり、これまでの事業等で得られた様々な知見を皆様にお伝えするといったことが、逆に計画の取り組みや対策について、皆様に周知する必要性についてご指摘いただいているところであるので、そういったことで広く情報をお伝えできるようなことができないかと検討しながら、そういったご不安に思われているところを少しでも払拭できるよう検討してまいりたいと考えている。

大槻委員：そうだと思う。ここに立派な資料はあるのだが、やはり現場に行かないと分からないことがたくさんあると思う。それで実際に専門家の方にちゃんと見てもらって、あいまいなことにならないようにちゃんとアドバイスしていただきたいと思う。そういう専門家のため、そういう方にも取り組んでもらいたいなと思う。獣友会の方も高齢者がだんだん増えているので、もう少しそういう専門家の方も必要かと思った。

委員長：その他にご質問ありますか。

佐藤委員：普段は里山の整備や獵友会の活動に参加しており、活動している。その他、小学校の里山活動なども行っているため、その観点から質問する。

まず、大河原町に限らず、どこでもそうだと思うが、有害鳥獣の対策として刈り払いの徹底が文脈からも出てきているところもあるのだが、それに関してその所有者、例えば農地であれば農業従事者、山林所有者といったところに協力を依頼するような文脈だと思うが、実際に農業をされている方は高齢化が進んでおり、山林所有者の方も、もうその対策を自分一人でできるかといったら無理な話だと思う。それをどうやって、その個人の方に「刈り払いしてください」と言われたとしても、対策できるのはなかなか難しいのと、徹底されていないのが現状だと思う。その時に、徹底できていないところを、おそらく市町村、例えば大河原町であれば農政課の方が指導して、「ここ刈り払いしてください」という話になると思うのが、私が実際に農業をしている者として見ていると、声はかけるけれども実際できていないのが現状である。となると、やはりそこを、通学路としている子供たちや親御さんたちはとても不安であるし、末端の人たちがどれだけそこに意識をして活動に協力してもらえるのかといったら、それは結構難しいことでもあると思う。例えばクマやイノシシが出やすい場所というのは、だいたい地域としても決まっているところはあるので、そこを町の補助金みたいなものとか県の補助金、少しお金の話にはなってしまうが、そういうシステムも小さいところで任せせるようなものは必要ではないかなと思う。

事務局：ご提案いただいたことは、今後検討させていただくが、先ほどの対策の部分とも関連するのではないかと伺っていて思った次第である。

クマ対策、イノシシ対策でありつつ、その地域の環境維持としてどうしていくのかという課題にも繋がってくる部分であるので、必ずしも当課の補助事業に限らずだとは思うのだが、実際どういった取り組みができるのかというのは、今、問題提起いただいたところを、この計画の実行性も含めて受け止めておりますので、今後検討を進めさせていただく。

実際にそういった対策を実施する方を確保し、実施し、それを維持していくところについては非常に難しい課題であると認識しているところであるが、ただそこをやっていかないと、やはり、なかなかその抜本的な対策に繋がってこないところだと考えながら検討してまいりたいと思う。ご意見ありがとうございます。

委員長：その他にご質問、ご意見ありますか。

平田委員：緩衝地帯について、例えば事業で進められたとき、そのまま放置、管理不足になると、そこが藪になり他の害が発生する所以があるので継続も重要になる。先ほど、専門家の話が出たが、私は元々専門家で県の職員を5年程していたが、すぐにパンクしてしまう。個人が地域に行って対応すると最初は喜ばれるが、県全域を1人の専門家が回るのは無理なので、いかに地域のリーダーを作っていくか、後継者ではないが技術移転するか地域ぐるみで対策してくれるところを増やしていくか、専門家故に、職員が減らされている中で、そ

れしかできない人を雇用するのは、厳しいと思うので、外注してもいいし、研修会で専門家に来ていただく等すればいいと思う。専門家は最終的に、独立したり他のところに行ったりと辞める人が多いので、専門家を置くことはいいとは思うが、専門家を1人置いたら全てが変わるわけではないので、県の考え方で外部と連携する等すれば十分と思う。一方、緩衝地帯を作っても、更に動物の生息好適地になり得ることもあるので、いかに地域ぐるみで対策を進めていくかと、指定管理鳥獣は毎年だが、管理計画は5年置きなので、中期的な観点も持つて戦略として、次年度はこうやって目指していくといったように今後は段階的に計画が見えるように次の特定計画を改定するときで結構なので、示していただければと思う。

委員長：その他、ご質問、ご意見ありませんか。

（特に意見等なし）

事務局からの報告に了承いただいたということでよろしいか。

（異議なし）

それでは、原案の通り了承することとする。以上で本日の議事は終了となる。事務局に進行をお返しする。

5 その他

事務局（司会）：委員の皆様から何かありますか。

（特に意見等なし）

事務局（司会）：事務局から何かありますか。

それでは、以上をもって、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会の一切を終了する。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところお集まりいただき誠にありがとうございました。